

# 小・中学生向け消費者教育教材 「かしこい消費者のススメ」 を活用した出前授業のご案内



愛知県では、小・中学校からの申込みに応じて、無料で講師を学校に派遣し、「かしこい消費者のススメ」を活用した出前授業を実施しています。



など

## 活用場面例

- ・家庭科や社会科、総合的な学習の時間の授業
- ・学校公開日の講演会
- ・PTA研修会や保護者会

## 授業の内容

学校からのご要望に応じて、授業で取扱う内容は相談させていただきます。クイズやワーク形式などで、実践的に学ぶことができます！

### 小学生の内容例

#### 契約ってどんなこと？

**契約とは**  
契約とは、法律上の責任が伴う約束のことです。  
買う人（消費者）と売る人（事業者）のおたがいの意思が合ったとき（合意）に、売買契約が成立します。  
契約が成立すると、買う人はお金を支払い、売る人は商品をわたします。

※買った後は、買った人の一方的な都合で返戻する（契約をやめる）ことはできません。

### 中学生の内容例

#### 成年年齢が18歳に!

2022年4月から、民法の改正により成年年齢（成人になる年齢）が、20歳から18歳に引き下げられました。  
成年に達すると、保護者の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになりますが、「未成年者取消権」が適用されなくなります。契約は慎重に行いましょう。

記入してきましょう  
私が18歳になるのは、  
年 月 日

**18歳（成年）になったらできること**

- 保護者の同意がなくても契約できる
- スマートフォンの契約をする
- ローン組んで自動車を購入する
- クレジットカードを作る（作成には審査があります）
- など

**20歳にならないとできないこと**

- 飲酒・喫煙をする
- 公営ギャンブル（競馬、競輪、競艇）の投票券（馬券など）を買う
- など

#### お金の上手な使い方って？

**「必要なもの（Needs）」とほしいもの（Wants）」を考えよう**  
何か買いたいものがあるときは、まずは買いたいものを「必要なもの（Needs）」と「ほしいもの（Wants）」に分けてみましょう。その上で、買われたお金をどう使うかをよく考えましょう。

① 必要なもの Needs (Needs) ② ほしいもの Wants (Wants)

品名	単価	数量	合計
① 飲み水	100円	10	1000円
② 飲み水	100円	10	1000円
③ 飲み水	100円	10	1000円
④ 飲み水	100円	10	1000円
⑤ 飲み水	100円	10	1000円

#### エシカル消費って何？

**エシカル消費とは**  
エシカル (ethical) とは「倫理的な」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選ぶと消費することを「エシカル消費」といいます。  
愛知県では、「私が変わる 未来を変える」を合言葉に「エシカル消費」に取り組んでいます。

③の答え  
クレジットマークは、「国際フェアトレード認証」がついていない、持続可能な生産者への買戻しにより、買戻のない持続可能な社会の実現を目指して生産されたものにつけられます。買戻はFSC認証マークも確認しましょう。

#### トラブル1 オンラインゲームの課金で...

① おもちゃのゲーム！  
② このアイテムもほしいな！  
③ ゲーム内課金9万円って何？

どうすればよかったと思いますか

<自分の考え>  
.....

<友だち・家族の考え>  
.....

#### 中学生に多い消費者トラブルって？

**インターネットの利用と消費者トラブル**  
スマートフォン(スマホ)やタブレット端末などの普及によってインターネットを利用する機会が増えました。インターネットはとても便利ですが、トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

<オンラインゲームでの高額請求>

Point  
クレジットカードを不正に利用することは、未成年者であっても責任が問われる可能性があります。  
オンラインゲームを始めるときは、保護者に相談して、内容や料金を確認し、遊ぶ時間や金額など、あらかじめルールを決めておきましょう。

## お申し込みにあたっての留意点

- 申込時期** 原則、開催予定日の50日前まで
- 講師費用** 無料
- その他** 開催場所は、申込者側でご用意ください。

**申込方法** 裏面の講師派遣依頼書に必要事項を記入の上、FAX (052-961-1317) でお申し込みください。

依頼書はホームページからダウンロードの上、メールでもお申し込みいただけます。  
メール：kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp



※本事業は、愛知県金融広報委員会と連携して行っており、講師派遣に関する通知やその他調整等については愛知県金融広報委員会が行います。

トラブルに遭ったり、不安な場合はお早めにご相談ください。  
消費者ホットライン 身近な消費生活相談窓口につながります。  
☎188 (いやや!) 局番なし

～問合せ先・発行～  
愛知県県民文化局 県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2  
☎052-954-6603

年 月 日

愛知県民文化局県民生活課  
愛知県金融広報委員会 行  
(FAX:052—961—1317)

## 【申込者】

団体名
担当者
住所 〒 —
TEL
FAX
E-mail アドレス

## 講師派遣依頼書

下記のとおり、出前授業を開催いたしますので、講師を派遣して下さるよう申請します。

## 記

日時	第1希望: 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分 第2希望: 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
場所	会場名
	住所 〒
	TEL
対象者等	(例)小学校5年生・保護者 人数 名
対象教科等 (該当番号を○で 囲む)	1 社会科      2 家庭科      3 総合的な学習の時間 4 学校公開日      6 PTA 研修会      7 保護者会      8 その他( )
演題	
	(主な内容)
その他	※会場までのルート(公共交通機関利用)と最寄り駅をお書きください。

※講師派遣に関する通知及びその他調整等については愛知県金融広報委員会が行います。